

新潟市「市政情報モニター事業」企画提案募集要項

新潟市各区役所庁舎において行う「市政情報モニター事業」の実施にあたり、設置・運用についての企画を募集します。

1. 募集件名 新潟市各区役所庁舎における「市政情報モニター事業」

2. 目的

新潟市各区役所庁舎において市政情報モニターを設置し、市政情報及び企業広告を掲載することにより、来庁者への情報提供等を図るとともに、広告掲載から得られる収入を市民サービス向上のため有効に活用します。また、地元企業等の広告を提供することにより、地域経済の活性化を図るものです。

3. 募集内容 別添「仕様書」のとおり

4. 参加資格

以下に掲げる事項をすべて満たす者としてします。(個人での企画提案は不可。)

- (1) 新潟市に本社又は支店、営業所を有していること。
- (2) 国税及び地方税の滞納が無いこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置等を受けていないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て、及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (6) 「新潟市広告掲載要綱」及び「新潟市広告掲載基準」に基づき広告掲載できること。
- (7) 外部機関等において、広告内容を審査できる体制が整えられていること。
- (8) 新潟市暴力団排除条例に定める暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5. 企画提案方法

- (1) 以下に掲げる書類を提出期限までに提出先へ持参または郵送してください。
(郵送の場合は、提出期限までに必着。)

① 以下の資料は、1部提出してください。

- ・ 参加申請書（様式1）
- ・ 会社概要（様式任意）
- ・ 放映料提案書（様式2）

- ・ 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（申請日前３ヶ月以内に証明されたもの（写しでも可））
 - ・ 法人税、消費税および地方消費税の納税証明書（納税証明書その３の３）（申請日前３ヶ月以内に証明されたもの（写しでも可））
 - ・ 新潟市税の納税証明書（新潟市入札参加申込用）（受付開始日前１ヶ月以内に証明されたもの（写しでも可））
 - ・ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書及び暴力団等の排除に関する誓約書添付資料名簿（役員等一覧表）（様式３）
- ② 以下の資料は、９部提出してください。内訳は、正本１部、副本８部とし、副本には事業者名が特定できるような表示や表現は行わないでください。
- ・ 企画提案書（企画概要、設置イメージ図（寸法等）、設置までのスケジュールなど（様式任意））
 - ・ 「市政情報モニター事業」設置・運用に係る業務実施体制（様式４）
 - ・ 同種又は類似業務の実績を示す資料（様式任意）
- (2) 提出期限 令和７年１１月２１日（金） 午後５時まで
- (3) 提出先 新潟市財務部財務企画課企画総務グループ 担当 井口
電話：０２５-２２６-２１９６（直通） FAX：０２５-２２３-１５５７
E-mail： zaimukikaku@city.niigata.lg.jp
- (4) 企画提案にあたっての留意事項
- ① 本事業への企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とします。
 - ② 提出書類の返却は行いません。
 - ③ 本市が必要と認める場合は、企画提案者に追加書類の提出を求めること、又は提出書類について問い合わせることがあります。
 - ④ 本件に係る情報公開請求があった場合は、新潟市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があります。

6. 企画提案に関する質問と回答

企画提案書等の作成にあたっての質問を電子メールにより受け付けます（様式自由）。

未到着を防止するため、送付後電話連絡願います。

質問に対する回答は、本要項、仕様書等の記載内容の追加又は修正とみなします。

- (1) 質問受付期間 令和７年１１月１１日（火）午後５時まで
- (2) 電子メールアドレス zaimukikaku@city.niigata.lg.jp
- (3) 質問に対する回答 令和７年１１月１３日（木）までに
新潟市ホームページに掲載します。
- (4) 連絡先 ５．（３）と同一

7. 事業者の選定

- (1) 提出いただいた書類等に基づき、業務実績、実現性、信頼性など企画内容を総合的に評価し選定します。
- (2) 「市政情報モニター事業」事業者選定委員会を開催し、事業者の選定を行います。選定委員会による選定は非公開とします。
- (3) 提出いただいた書類等に基づき、一者を選定します。ヒアリングを実施する場合は、実施方法及び日程等について企画提案者に別途通知します。ヒアリングは、提出書類等を基として、企画提案者から選定委員への説明と質疑応答を行っていただきます。提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された企画提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとします。
- (4) 審査基準と審査項目

審査基準	審査項目	配点
業務遂行能力の確保	機器設置体制、外部による広告審査体制、運用管理体制、過去の類似実績	80/300
市政情報の発信	市政情報放送枠の確保、見やすさ・わかりやすさ、放送期間への独自提案・創意工夫	90/300
企業広告の確保	広告募集の区内・市内企業への配慮、広告募集手法、番組構成への独自提案・創意工夫	90/300
その他	広告料の設定、本事業の目的への理解	40/300

- (5) 選定結果については、企画提案者全てに決定後速やかに通知します。
- (6) 本件プロポーザルに関するスケジュールは、次のとおりとします。なお、下記の表に記載する期日等に変更が生じた場合は、企画提案者に対してあらためて通知します。

期日	内容
令和7年10月30日（木）	公募開始
令和7年11月11日（火）	質問提出期限
令和7年11月13日（木）	質問回答期限
令和7年11月21日（金）	参加申請書等提出書類受付終了
令和7年11月下旬	選定委員会にて事業者決定、選定結果通知送付

8. 協定の締結等

- (1) 当事業の実施にあたり、選定された事業者は市と速やかに協議を行い、設置・運用等に係る協定を締結するものとします。 ※協定は区役所ごとに締結していただきます。
- (2) モニターの設置にあたっては、上記協定の締結とは別途、行政財産使用許可申請及び行政財産使用料の納入、モニター等の機器にかかる光熱費の納入が必要となります。

様式1

年 月 日

(あて先)

新 潟 市 長

所 在 地

事業者名

代表者名 印

参 加 申 請 書

次の件について、企画提案への参加を申し込みます。

件 名	新潟市各区役所庁舎における「市政情報モニター事業」	
担 当 者 名		
連 絡 先	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	メールアドレス	

放映料提案書

年 月 日

(提出先) 新潟市長

所 在 地

事業者名

代表者名 (印)

(原本のみ記名・押印、副本は記入不要)

市政情報モニターの設置にかかる放映料について、下記のとおり提案します。

記

月額放映料（北区）									円
月額放映料（東区）									円
月額放映料（中央区）									円
月額放映料（江南区）									円
月額放映料（秋葉区）									円
月額放映料（南区）									円
月額放映料（西区）									円
月額放映料（西蒲区）									円
月額放映料（合計）A									円
年間放映料B（A×12）									円
5年間放映料（B×5）									円

(参考) 今回の更新にかかる モニター等機器初期設置費用									円
---------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---

設置場所	新潟市各区役所庁舎
期 間	設置日から5年間
備 考	・上記の放映料には消費税及び地方消費税を含む。ただし、期間中に消費税及び地方消費税にかかる税率が変更された場合、変更前の放映料（税抜き）に変更後の税率により算定された消費税及び地方消費税を加えた額に変更する。 ・別途、行政財産使用料及び電気料実費を納付する。 ・放映料は市が別途指定する期限までに納付する。 ・1か月に満たない期間の放映料は、1か月を30日として日割計算した額とする。

暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私（当法人・当団体）は、新潟市公有財産規則の規定に基づく使用許可の申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 私（当法人・当団体）は次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
 - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

2 新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき裏面名簿を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

年 月 日

新潟市長 様

〔法人、団体にあつては所在地〕
住 所

〔法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名〕

(ふりがな)
氏 名

㊞

生年月日 （ 明治 ・ 大正 ・ 昭和 ・ 平成 ） 年 月 日

（暴力団等の排除に関する誓約書添付資料）

* 市では、新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

名簿（役員等一覧表）

【記載方法】

- ① 記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、性別、住所を記載してください。
- ② 法人の場合には登記事項証明書に記載されている役員全員及び支店若しくは事務所の代表者を記載してください。団体及び個人事業者の場合には代表者を記載してください。
- ③ 生年月日の記載について、T～大正、S～昭和、H～平成として、元号に丸をつけてください。
- ④ 性別の記載について、どちらかに○をつけてください。
- ⑤ 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

法人・団体：

役 職	氏 名	カ ナ	生年月日	性 別	住 所
【記載例】 代表取締役社長	新潟 太郎	ニイガタ タロウ	T S 11 年 11 月 11 日 H	男 ・ 女	新潟市中央区〇〇1丁目1番1号
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	

* 上記に記載された個人情報については、暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、新潟市個人情報保護条例を遵守し、適正に管理いたします。

* 市では、新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

「市政情報モニター事業」設置・運用に係る業務実施体制

役割	予定者名	所属・役職	担当する業務内容	主な実績

注 1：所属・役職については、企画提案書の提出者以外の企業等に所属する場合は、企業名等についても記載すること。

注 2：担当者の数が多いために表に書ききれない場合は、本様式をコピーして使用すること。

仕様書

件 名	新潟市各区役所庁舎における「市政情報モニター事業」
納 入 場 所	新潟市各区役所庁舎 1 階（中央・南区役所は 2 階）
開 庁 時 間	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分
閉 庁 日	土曜・日曜・祝日・年末年始（臨時開庁する場合有り）
設 置 位 置	別紙「各区役所庁舎モニター設置予定図」参照
設 置 日	令和 8 年 5 月 3 1 日までに設置すること。なお、設置工事等の日程については、市と協議すること。
設 置 期 間	設置日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、設置日から 5 年を限度とし、双方の合意により毎年度更新することができるものとする。
モニターの仕様	○機能関係 ・モニターは液晶ディスプレイとし、サイズは別紙「各区庁舎モニター設置予定図」によること（秋葉区設置の①②については番号案内表示システム付とすること）。 ・ 3 6 5 日、2 4 時間、1 分単位でのタイマー設定ができること。 ・音量については、音量調節（無音を含む）を市で行えるようにすること。 ・モニターの電源については、自動で ON / OFF ができるようにすること（手動も可能であること）。 ○放映関係 ・放映枠のうち、全体の 1 / 4 以上を市政情報枠とすること。 ・放映時間は区役所開庁時間とすること。ただし、区役所の都合により、一時的に延長又は短縮できるものとする。 ・事業者側で企業広告と市政情報を併せて放映できる状態に編集すること（市政情報は市から提供した素材をもとに編集すること）。なお、編集後は必ず市の確認を受けて放映すること。 ・放映回数、回転数、更新頻度等については、市と協議の上決定すること。 ・広告枠において広告を掲載できる者及び広告内容等については、「新潟市広告掲載要綱」及び「新潟市広告掲載基準」に定めるところによる。 ・広告の掲載にあたっては、内容審査を行うための期間を考慮し、市がその都度定める期限までに広告物の出力見本を提出すること。 ・広告物の出力見本の提出後、本市において内容審査を行い、結果を通知す

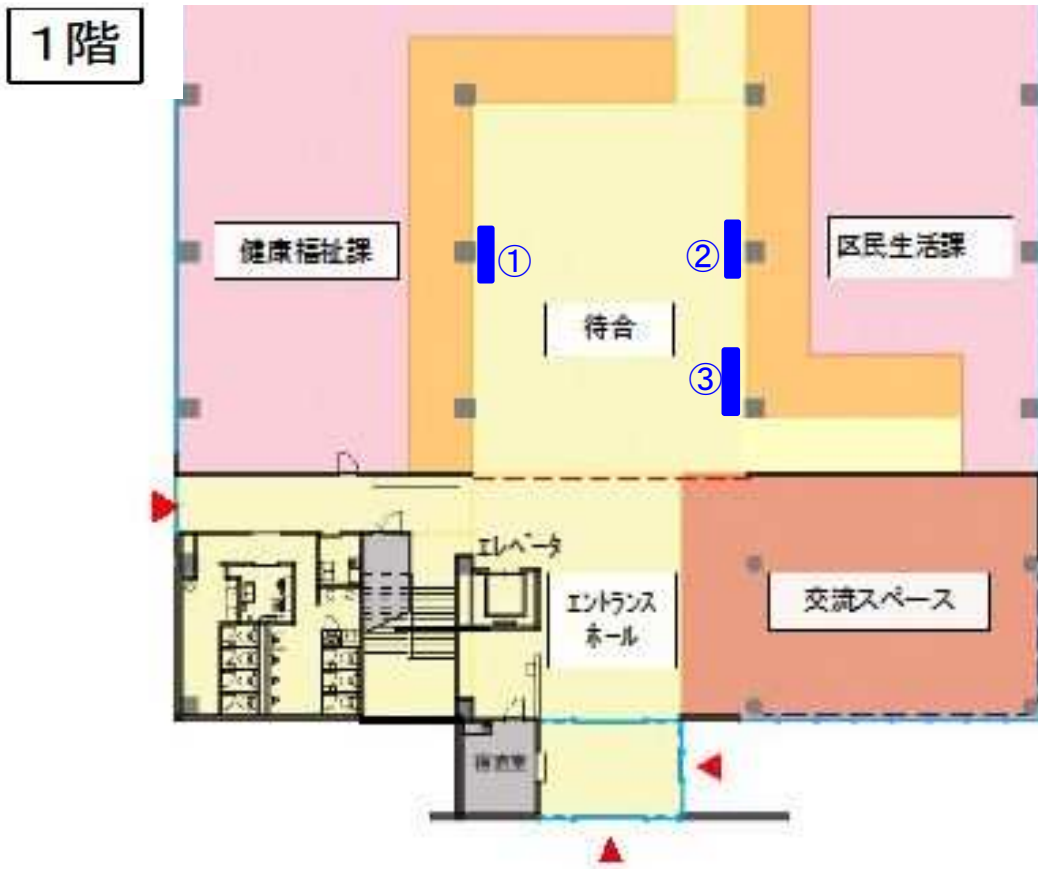
	る。このとき、本市は必要に応じて修正等の措置を求めることができ、事業者は、速やかに対応しなければならない。なお、修正等に係る費用は、事業者が負担すること。 ・ 広告内容等に関する一切の責任は事業者が負うものとし、本市は一切の責任及び負担を負わない。 ・ 事業者は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び、広告内容等に関わる財産権のすべてについて合理的な権利処理が完了していることを保証すること。 ・ 本市に対して、第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、事業者の責任及び負担において解決するものとし、本市は責任及び負担を負わない。 ・ 広告掲出枠内に市政情報以外の映像が広告であることを明示すること。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関すること、その他必要な事項についても注記すること。
番 号 案 内 表 示 システムの仕様 ※秋葉区設置の ①②については 上記モニターに 本仕様に基づく システムを 付加すること	○番号案内表示システムについて ・ 交付窓口への案内のため、住民票の写し等証明書の申請時にお渡しする番号札の番号を、証明書交付準備が整った時点で、ディスプレイ表示するとともに音声により呼び出しするもの。 ○表示モニター機能 ・ ディスプレイに交付番号及び画面の上・下段に任意の案内文(メッセージ)の表示ができること。 ・ 交付呼出し表示は、4窓から30窓の6段自動切替で、31窓以上は、30窓と30を超えた番号を交互に表示する機能を有すること。 ・ 番号表示は呼び出し順又は小さい番号順の何れかを選択できること。 ・ 表示されている番号を自動的に再呼出しできる機能を有していること。 ・ 番号表示と合成音声による音声呼出しを自動的に行うことができ、音声呼出しとチャイム音の入り切りをそれぞれに選択できること。 ・ バーコードリーダー（スキャナー）及びテンキー入力により、呼出し番号を表示し、バーコードリーダー（スキャナー）及びタッチパネル操作により呼出し番号を消去できること。 ・ 届出受付呼出システムを用いた発券機による番号券のバーコード読み取りが可能であること。 ・ モニター主電源については、下記パソコン周辺に設置すること。 ○ディスプレイ設定パソコン機能 ・ 番号表示枠の色、背景色、文字色の設定ができること。 ・ 番号交互表示の時間設定ができること。 ・ 案内文（上・下段）の設定ができること。

	・再呼出しの時間設定ができること。 ○番号札・番号付ファイル ・番号札とファイルは、同一の番号およびバーコードをそれぞれ表したものであること。
行政財産の使用許可 及び経費負担等	・設置に当たっては、新潟市公有財産規則に基づき、市に行政財産使用許可申請書を提出し、許可を受けること。 ・本事業に関する一切の費用（製作設置・運用・維持管理・移設撤去等に係る費用）は、事業者が負担することとする。 ・市の発行する納入通知書により、期日までに放映料及び使用料（以下「使用料等」という。）を納めること。また、使用する電気料についても実費を別途納めること。 ・1か月に満たない期間の放映料は、1か月を30日として日割計算した額とする。 ・納入された使用料等は返還しない。ただし、市の責めに帰すべき理由で、広告等を掲載できなかった場合は、別途協議するものとする。 ・合理的な理由により、モニターの移動等の必要が生じた場合は、事業者はその指示に従わなくてはならない。なお、当該指示に従うことにより生じる費用は、事業者が負担する。
その他留意事項	○設置・保守関係 ・設置等に伴う工事については、庁舎躯体への影響、安全等について担当部署と十分協議し、事業者の負担で行うこと。また、維持管理・保守、撤去及び原状回復についても同様とする。 ○区役所の整備や移転等の影響 ・本事業開始後の区役所の整備や移転等による本事業に影響のある負担は、原則事業者が負担し、適宜、区役所担当者と協議を行うこと。 ○その他 ・操作方法説明書を備え付けること。 ・事業者は、広告主の募集・決定、広告物の事前確認、広告物の掲出、その他広告主との調整など広告掲載に係る一切の業務を行うこととする。 ・本市は、広告主又は広告内容が要綱等の基準を満たさなくなったとき、その他広告掲載することが適当でないと認める事由が生じたときは、広告掲載の中止を指示することができるものとする。 ・市と協議のうえ市政情報モニターで放映する広告の内容を掲載した紙媒体および紙媒体を掲出するためのラックを設置することも可能とする。なお、設置場所については区役所担当者と協議を行うこと。（現時点では中央区役所以外で配置） ・広告物の内容等に疑義が生じた場合は、本市と十分に協議を行うものとする。

	・開庁時間の変更が生じた場合は、区役所担当者と協議のうえ、適切な放映時間となるよう調整すること。 ・この仕様書に明記されていない細部の事項については、本市の指示に従うものとする。
参 考	各区区民生活課窓口（中央区は窓口サービス課）での証明書交付件数（R6） 北区 33,709 件、東区 70,848 件、中央区 87,477 件、江南区 40,060 件、 秋葉区 42,632 件、南区 26,828 件、西区 78,169 件、西蒲区 20,465 件 ※各種届出のみや健康福祉課窓口への来庁者は含んでおりません。

各区庁舎モニター設置予定図

北区 ①②③48インチ(壁掛け式) 各1台



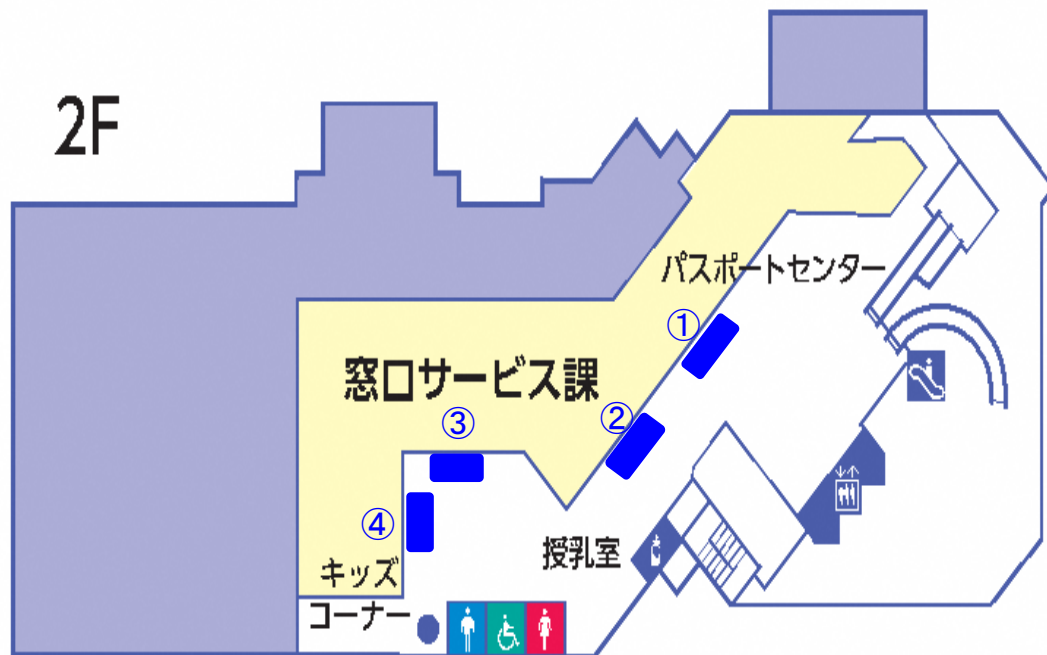
東区

①48インチ(壁掛け式) 1台
②40インチ(") 1台
③48インチ(") 1台



各区庁舎モニター設置予定図

中央区 ①②③④50インチ(天井吊下げ式) 各1台



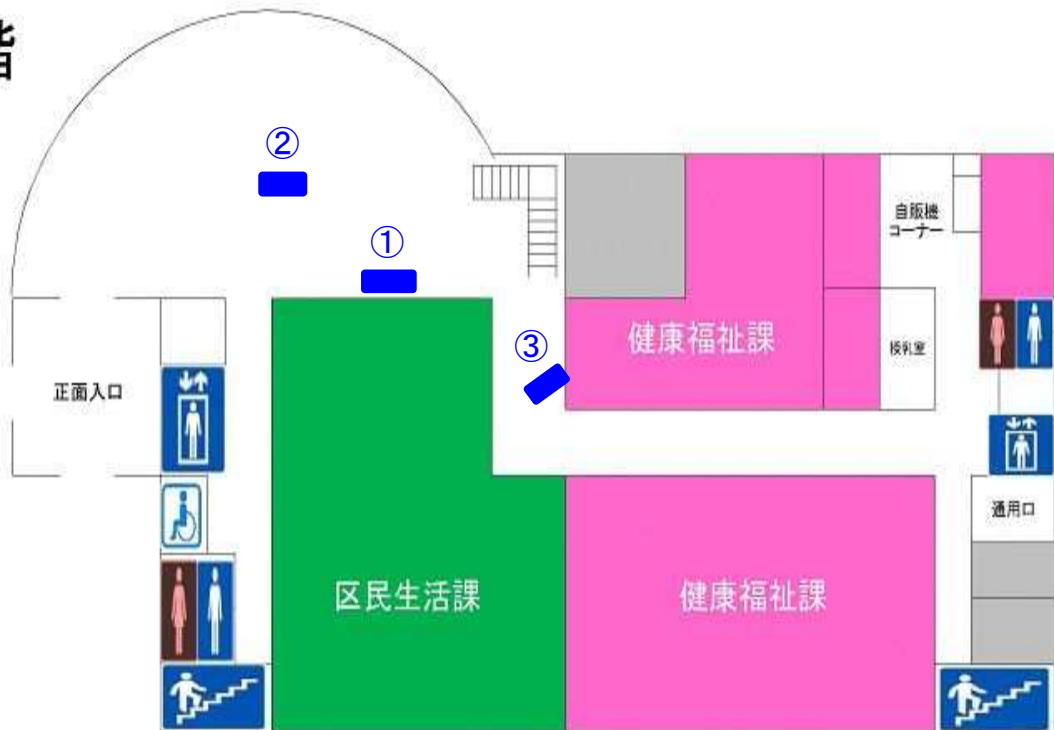
江南区 ①55インチ(天井吊下げ式) 1台
②③48インチ(天井吊下げ式) 各1台



各区庁舎モニター設置予定図

- 秋葉区
- ①55インチ(壁掛け式) 2台(1台は番号表示用)
 - ②40インチ(壁掛け式) 2台(1台は番号表示用)
 - ③37インチ(ラック付スタンド式) 1台

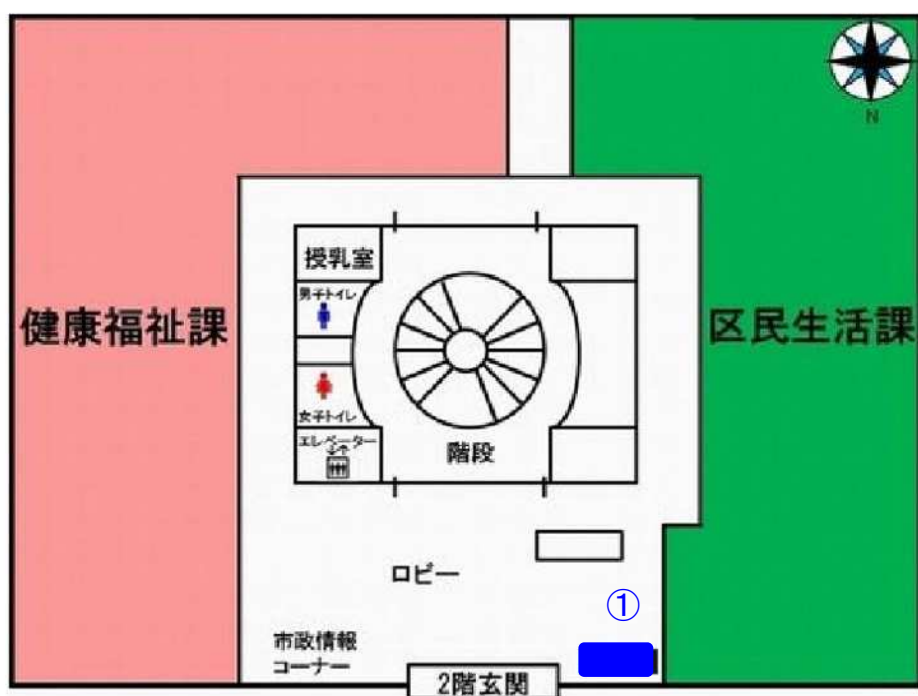
1階



※モニター、番号案内表示システム付帯機器の配置等については、別途協議が必要

- 南区
- ①48インチ(ラック付スタンド式) 1台

2階



各区庁舎モニター設置予定図

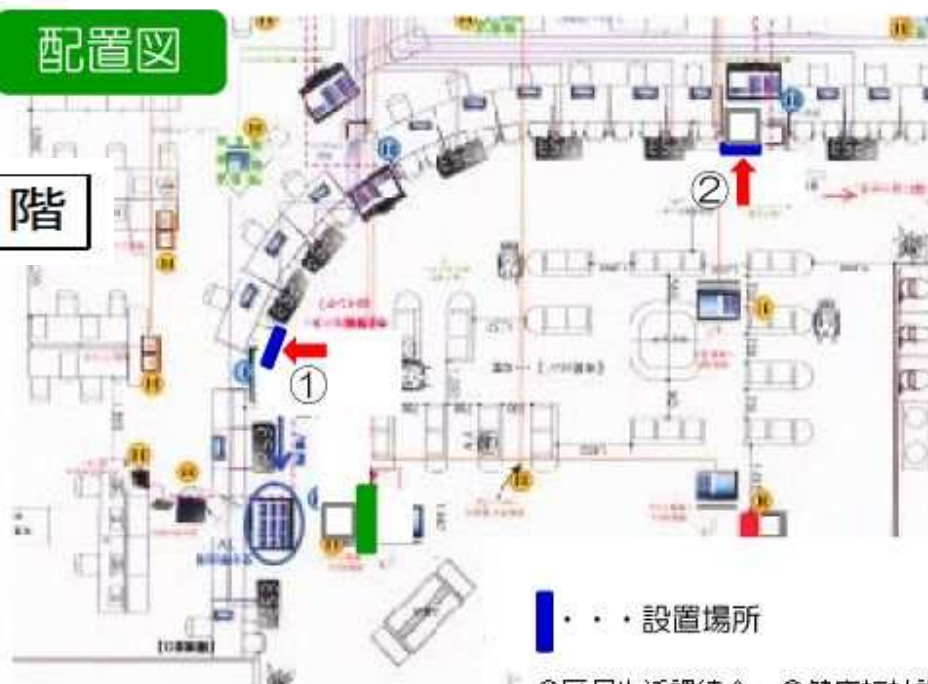
西区

①55インチ（天井吊下げ式）1台

②40インチ（壁掛け式）1台

配置図

1階



・・・設置場所

①区民生活課待合 ②健康福祉課待合

各区庁舎モニター設置予定図

西蒲区

＜現庁舎＞ ※R8.5頃に移転予定のため、設置時期・場所・手法について、区役所担当者と協議が必要

- ①48インチ(天井吊下げ式) 1台
- ②40インチ(天井吊下げ式) 1台



＜移転先庁舎(プレハブ)＞

- ①48インチ(天井吊下げ式) 1台
- ②40インチ(天井吊下げ式) 1台

